

矢板市最低制限価格制度事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合も含む。）の規定により、締結しようとする契約の内容に適合した履行を確保するため、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって入札をした者を落札者とする競争入札の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格の対象となる入札は、次の各号に掲げるもののうち、「矢板市低入札価格調査制度実施要領」の適用を受けるものを除いたものとする。ただし、市長が最低制限価格を設定することが適当でないと判断する競争入札については、この限りでない。

- (1) 競争入札に付する建設工事のうち、設計金額（消費税及び地方消費税額を含む金額とする。）が200万円を超えるもの
- (2) 競争入札に付する建設工事関連業務委託のうち、設計金額（消費税及び地方消費税額を含む金額とする。）が100万円を超え、以下のアからカまでに掲げる業種区分で、かつ、第3条第1項第2号のそれぞれの業種区分に掲げる費用により積算したもの
 - ア 測量業務
 - イ 建築関係建設コンサルタント業務
 - ウ 土木関係建設コンサルタント業務
 - エ 地質調査業務
 - オ 補償関係コンサルタント業務
 - カ その他業務
- (3) 競争入札に付する施設維持管理業務委託のうち、積算体系が建設工事と同じもの
- (4) 業務委託のうち、(2)、(3)以外のその他役務提供に係る契約で、請負形式の契約であるもの

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、次の各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号に掲げる工事

最低制限価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

(ア) 直接工事費の額（建築工事（建築工事積算基準に基づき積算された工事をいう。以下同じ。）及び設備工事（機械設備工事積算基準に基づき積算された工事をいう。以下同じ。）はこれに10分の9を乗じて得た

額（円未満切り捨て））に10分の9.7を乗じて得た額

(イ) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(ウ) 現場管理費の額（建築工事及び設備工事はこれに直接工事費に10分の1を乗じて得た額（円未満切り捨て）を加えた額）に10分の9を乗じて得た額

(エ) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 前条第2号に掲げる業務委託

最低制限価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（円未満切り捨て）の合計額（ただし、測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及びその他業務（積算体系が測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務と同じものに限る。）に係るその額が業務価格に係るその額が業務価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合は10分の8.2を乗じて得た額、その額が業務価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は10分の6を乗じて得た額、地質調査業務及びその他業務（積算体系が地質調査業務と同じものに限る。）に係るその額が業務価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合は10分の8.5を乗じて得た額、その額が業務価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合は3分の2を乗じて得た額及びその他業務（積算体系が建設工事と同じものに限る。）に係るその額が業務価格に10分の9.2を乗じて得た額、その額が業務価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

ア 測量業務

(ア) 直接測量費の額

(イ) 直接調査費の額

(ウ) 諸経費の額に10分の5.5を乗じて得た額

イ 建築関係建設コンサルタント業務

(ア) 直接人件費の額

(イ) 特別経費の額

(ウ) 技術料等経費の額

(エ) 諸経費の額に10分の5.5を乗じて得た額

ウ 土木関係建設コンサルタント業務（積算体系が直接人件費、直接経費、諸経費によって構成されるものに限る。）

(ア) 直接人件費の額

(イ) 直接経費の額

(ウ) 諸経費の額に10分の5.5を乗じて得た額

エ 土木関係建設コンサルタント業務（積算体系が直接人件費、直接経費（積上計上）、その他原価、一般管理費等によって構成されるものに限る。）

(ア) 直接人件費の額

(イ) 直接経費（積上計上）の額

(ウ) その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

(エ) 諸経費の額に 10 分の 5. 0 を乗じて得た額

オ 地質調査業務

(ア) 直接調査費の額

(イ) 間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

(ウ) 解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額

(エ) 諸経費の額に 10 分の 5. 0 を乗じて得た額

カ 補償関係コンサルタント業務（積算体系が人件費、直接経費、諸経費によって構成されるものに限る。）

(ア) 人件費の額

(イ) 直接経費の額

(ウ) 諸経費の額に 10 分の 5. 5 を乗じて得た額

キ 補償関係コンサルタント業務（積算体系が直接人件費、直接経費（積上計上）、その他原価、一般管理費等によって構成されるものに限る。）

(ア) 直接人件費の額

(イ) 直接経費（積上計上）の額

(ウ) その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

(エ) 一般管理費等の額に 10 分の 5. 0 を乗じて得た額

ク その他業務（積算体系が建設工事と同じものに限る。）

(ア) 直接工事費の額に 10 分の 9. 7 を乗じて得た額

(イ) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

(ウ) 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

(エ) 一般管理費等の額に 10 分の 6. 8 を乗じて得た額

ケ その他業務（積算体系がアからキの建設工事関連業務委託と同じもの）

該当する積算体系により、アからキのいずれかの規定によるものとする

(3) 前条第 3 号に掲げる業務委託

最低制限価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が業務価格に 10 分の 9. 2 を乗じて得た額を超える場合は 10 分の 9. 2 を乗じて得た額、その額が業務価格に 10 分の 7. 5 を乗じて得た額に満たない場合は 10 分の 7. 5 を乗じて得た額）から 1 万円未満の端数を切り捨てた額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額に 10 分の 9. 7 を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に 10 分の 6. 8 を乗じて得た額

(4) 前条第 4 号に掲げる業務委託

最低制限価格は、予定価格算定の基礎となった業務価格に 10 分の 7 を乗じて得た額から 1 万円未満の端数を切り捨てた額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

2 第 1 号の規定にかかわらず、必要があると認めたときは、同号の割合を 10 分

の 7. 5 から 1 0 分の 9. 2 の範囲内で定めることができるものとする。

(予定価格書への記載)

第 4 条 最低制限価格を設けたときは、予定価格書に当該最低制限価格を記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第 5 条 入札を執行するときは、入札公告又は入札通知に次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 最低制限価格の有無

(2) 最低制限価格を設けた入札において、最低制限価格を下回る価格で入札をした入札者は、再度の入札に参加できなものとすること。

(入札経過の報告)

第 6 条 最低制限価格を下回る価格で入札が行われたときの報告は、次のとおりとする。

(1) 入札書へは、失格と記載するものとする。

(2) 入札経過調書へは、入札額を記載せず、備考欄に失格と記載するものとする。

附 則

この要領は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 8 月 1 0 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。